



《会計・税務の知識》 まだ間に合う！平成 24年版節税対策

今年も残すところあと 1 カ月を切りました。個人の税金は元旦から大晦日までの 1 年間に基準に課されます。今月中に対策を講ずることにより、効果的に節税することが可能となる場合があります。そこで、今からでも間に合う個人の節税対策についてご説明します。

1. 所得税（所得控除・税額控除）

①経営セーフティ共済、小規模企業共済の加入・増額
 個人事業主が、経営セーフティ共済や小規模企業共済を年末までに新規加入又は増額し、かつ支払えば、その支払った掛け金は全額が所得から控除されます。特に経営セーフティ共済は 23 年 10 月に改正されて魅力度がアップしていますので、未加入や増額していない個人事業主、中小企業経営者の方は是非ご検討ください。< <http://www.smrj.go.jp/kyosai/> >

②医療費の支払

12 月末までに支払った医療費が控除の対象となりますので、年内の治療に関して、今年の所得状況に応じて前倒しで実施したり、先延ばししたりすることを検討することにより所得控除額を調整することが考えられます。なお、当該医療費は、生計を一にしている者の医療費の支払いも含みますので、確定申告の際には生計を一にしている方同士で、有利な方で控除を適用することも検討できます。

③社会保険料などの支払

国民年金や国民健康保険を個人で支払っている場合、本年中に 1 年以内の前納を行うと、その全額が所得から控除されます。

④寄附金の支払

国や地方公共団体、社会福祉法人等に本年中に寄附を行うことで、その寄附金は本年分の所得金額の 40% 相当額まで控除することができます。更に、国や被災した地方公共団体への寄附金等である震災関連寄附金の場合、80%相当額まで所得金額から控除が可能となります。

地方公共団体への寄附(ふるさと納税)の場合、住民税の特別控除もあります。

2. 所得税（譲渡所得）

①株式譲渡損の活用

保有している上場株式等に含み損がある場合、損を実現させることで、上場株式等の配当等や非上場株式

の譲渡益と相殺が可能となります。

②ゴルフ会員権の譲渡損

ゴルフ会員権の譲渡損は、給与所得や配当所得（総合課税）等の他の所得と相殺することができます。含み損があるゴルフ会員権を年内に売却することが考えられます。ただし、譲渡ではなく破綻による損失は他の所得とは通算できませんのでご注意ください。

3. 所得税（不動産所得・事業所得）

修繕、広告宣伝、少額資産の購入、短期前払費用、従業員への賞与支給等は、一定の要件のもと支払時に経費に計上できるものがあります。いずれ支払う予定があるものは、年内に支払うことをご検討ください。

4. 贈与税

①計画的な贈与

贈与税は原則として 110 万円まで非課税で、これを超える額について 10~50%の累進税率で課税される制度です。一般的には、複数年でコツコツと贈与した方が有利となります。本年中の贈与をご検討ください。

②住宅取得等資金の贈与

一定の要件はありますが、本年中に直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合、基礎控除に加えて 1,000（省エネ・耐震住宅は 1,500）万円までが非課税となります。

5. 消費税

平成 25 年分の消費税から、免税事業者の要件が見直されます。従来は 2 年前の売上高が 1000 万円以下なら免税であったのが、来年からは、原則として前年上半期の売上高が 1000 万円超だと課税事業者とされます。その場合、簡易課税の届出提出の可否については本年中に判断して提出する必要がありますので注意が必要です。また、既に消費税の課税事業者である方も、この時期に諸届出の提出可否についてご確認ください。

まとめ

これまでご説明した節税対策には、確定申告や特別な要件の具備、契約書の準備等が必要な場合があります。また、長期的な計画に基づいてこそ節税となるものもあります。その為、対策の実行に際しては税理士等の専門家にご相談されることをお勧めします。当事務所でもご相談をお待ちしています！

(担当：情報企画室)